

第3章 障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービスがあります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、排泄・入浴・食事の介護サービスや、洗濯・掃除・日用品の買い物などのサービスを提供します。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、常時介護を必要とする人に対し、居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービスを提供します。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。

④ 行動援護

自己判断力が制限されている人が行動する際、危険を回避するために必要な支援、外出支援などのサービスを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

● 課題 ●

訪問系サービスは、障がい者（児）が地域で自立した生活をしていくうえで必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが必要です。

また、今後、施設や病院から地域への移行が促進されるなか、訪問系サービスを利用する障がい者（児）が増加すると見込まれており、障がいの種別に関わらず、いつでもサービスが提供できる体制の整備が求められています。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	単位	実績量		見込量			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問系サービス	人分	139	156	170	189	209	229
	時間分	3,202	3,540	3,789	4,234	5,129	6,024
居宅介護	人分	110	125	140	156	172	188
	時間分	1,724	2,004	2,240	2,496	2,752	3,008
重度訪問介護	人分	4	4	3	4	5	6
	時間分	1,002	1,042	1,050	1,200	1,500	1,800
同行援護	人分	14	16	16	17	18	19
	時間分	218	221	224	238	252	266
行動援護	人分	11	11	11	12	13	14
	時間分	258	273	275	300	325	350
重度障害者等 包括支援	人分	0	0	0	0	1	2
	時間分	0	0	0	0	300	600

● 見込量確保の方策 ●

- 介護保険サービス事業所に対し、障害福祉サービス事業への参入を働きかけます。
- 計画相談を通して、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 市の広報やホームページ等を通じて、サービスの周知に努め、利用を促進します。
- 障がいの種別に関わらず、いつでもサービスが提供できるよう、事業所に対し、人材の確保を働きかけます。
- 事業所に対し、研修等への参加を促進し、質の高いサービスを提供できる人材の育成に努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「療養介護」、「短期入所（ショートステイ）」のサービスがあります。

① 生活介護

常時介護を要する人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続の実施が必要な身体障がい者を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

病院や施設を退院・退所した人などで社会的リハビリテーションの実施が必要な人を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行います。

④ 就労移行支援

65歳未満の人のうち、企業等への就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な訓練等を行います。

⑤ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合に、就労移行に向けた支援を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑦ 療養介護

常時介護を要する障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

障がい者（児）を在宅にて介護している人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

● 課題 ●

日中活動系サービスは、障がい者の自立や就労などを目指した訓練などを行う場として不可欠なサービスです。アンケートでは、短期入所や生活介護などを「今後利用したい」という障がい者が多く、今後、サービス提供体制の更なる充実が必要です。

とりわけ、短期入所では、障がい児に配慮したサービスが提供できる事業所や、医療的ケアの必要な方を受け入れることができる事業所の拡大が求められています。

また、就労移行支援や就労継続支援については、障がい者の就労意識の高まりとともに、事業所が増加傾向にあります。一般就労への移行と職場定着が課題となっています。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	単位	実績量		見込量			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人分	312	333	345	360	375	390
	人日分	6,302	6,597	6,900	7,200	7,500	7,800
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	1	1	2	3
	人日分	0	0	6	6	12	18
自立訓練 (生活訓練)	人分	25	29	29	31	33	35
	人日分	373	513	560	602	644	686
就労移行支援	人分	9	23	35	44	53	62
	人日分	110	348	525	660	795	930
就労継続支援 (A型)	人分	34	79	100	120	135	150
	人日分	707	1,516	2,000	2,400	2,700	3,000
就労継続支援 (B型)	人分	134	143	155	165	175	185
	人日分	2,363	2,511	2,790	2,970	3,150	3,330
療養介護	人分	15	18	19	19	20	21
短期入所 (医療型)	人分	1	1	1	1	2	3
	人日分	7	7	7	7	14	21
短期入所 (福祉型)	人分	29	32	39	44	48	52
	人日分	243	212	273	308	336	364

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

● 参考指標 ●

(1年あたり)

	単位	実績量		見込量			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
一般就労への移行者数	人	1	11	13	16	19	22
市内就労移行支援事業所数	か所	2	4	5	6	8	10
※上記のうち、一般就労移行率が30%以上の事業所	か所	0	0	1	2	3	5

● 見込量確保の方策 ●

- 就労継続支援の利用者が一般就労に繋がるよう支援するとともに、就労移行支援から一般就労に移行できなかった利用者に対しても、就労継続支援が再度利用できるよう支援します。
- 企業において、障がい者雇用が促進するよう、障がい者に対する理解の促進や、職場定着支援のためのセミナー等を開催します。
- 障がい者の暮らしを支える協議会や障がい者就労支援センター等を中心に、ハローワークや障がい者団体等と連携しながら、障がい者の就労支援に努めます。
- 障がい者が一般就労に移行した後、安定した生活を維持できるよう職場定着支援に努めます。
- 就労継続支援事業所等を支援するため、市の調達方針に基づき、授産製品等を優先調達します。
- 障がい者の短期入所を受け入れることができる介護保険サービス事業所の拡大に努めます。
- 医療的ケアの必要な方の短期入所サービスを受け入れることができる病院や施設等の基盤整備に対する県及び市の助成制度を活用し、受け入れ先を増やしていきます。
- 事業所に対し、研修等への参加を促進し、質の高いサービスを提供できる人材の育成に努めます。

3 居住系サービス

居住系サービスには、「共同生活援助」、「施設入所支援」のサービスがあります。

① 共同生活援助（グループホーム）

日中、就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、夜間や休日の共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

② 施設入所支援

障害者支援施設に入所する障がい者に対し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

● 課題 ●

障がい者を介護する人の高齢化等により、家庭における介護力が低下するとともに、施設入所者や入院患者の地域移行の受け皿として、グループホームのニーズが高まっていますが、整備資金の確保などが課題となっています。

また、施設入所支援については、国の指針により、施設入所者の地域生活への移行を進めることが求められており、現在の入所者や待機者の状況を把握し、入所の必要性を見極めることが必要です。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	単位	実績量		見込量			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (共同生活介護)	人分	55	61	60	70	80	90
※上記から体験利用者 をのぞいた人数	人分	40	43	45	55	65	75
施設入所支援	人分	124	127	127	127	127	127

● 参考指標 ●

	単位	実績量		見込量			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内の共同生活援助(共同生活介護)事業所数	か所	6	5	5	6	7	8

● 見込量確保の方策 ●

- 国や県の補助制度の活用を促進するとともに、市においても補助金を助成し、グループホームの整備を促進します。
- それぞれの障がいの特性に応じたグループホームの整備の促進に努めます。
- 市の広報やホームページ、講演会や啓発活動を通じて、市民全体の障がい者に対する理解の啓発に努めます。
- 地域住民等と連携して、障がい者が地域で自立して暮らすことができる体制を整備します。
- 施設入所者や待機者の状況を把握し、適切なケアマネジメントにより、入所の必要性を見極めます。
- 障がい者が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や緊急時の受け入れを、集約して実施する地域生活支援拠点の整備を検討します。

4 相談支援

相談支援には、「計画相談支援」と「地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）」があります。

① 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等に対して、地域生活移行へのための支援に関する相談を行います。

③ 地域定着支援

障害者支援施設等を退所した人や長期入院していた病院を退院した障がい者が、地域で生活してゆく中で、不安やトラブルが生じたときのために、常時の連絡体制を確保し緊急対応を行います。

● 課題 ●

障害福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画を作成する相談支援員の確保と育成が必要です。

また、入所施設や病院等から地域生活に移行する際には、障がい者や家族、施設や病院はもとより、市民全体の理解と連携が必要です。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	単位	実績量			見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画相談支援	人分	8	85	232	171	183	195
地域移行支援	人分	1	1	1	4	5	5
地域定着支援	人分	1	1	1	5	9	10

● 見込量確保の方策 ●

- 障がい者が地域生活に移行するにあたり、行政と相談支援事業者などの関係機関が、相互に連携を図りながら、相談支援体制を強化します。
- 制度改正に伴う新たなニーズや困難事例にも、的確に対応できる専門的な相談支援体制の整備に努めます。
- 障がい者が、障がいの特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる体制づくりに努めます。
- 相談支援専門員による適切なケアマネジメント等が実施できるよう、相談支援事業所に対し、人材の確保と育成を働きかけます。
- 障がい者が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や緊急時の受け入れについて、複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を検討します。
- 市の広報やホームページ等を通じて、サービス等利用計画を作成する意義や必要性の周知・啓発に努めます。